

令和2年度 静岡県健康食ビジネスモデル創出業務委託企画提案募集要項

静岡県は、食と健康に関するデータの集積・分析とフィールドにおける実証研究に基づき、イノベーションにつながる健康食の新たなビジネスモデルを創出し、広く成果を普及することを目的として、静岡県健康食ビジネスモデル創出業務の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業務名 静岡県健康食ビジネスモデル創出業務
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 2の「募集業務の内容」のとおり
- (5) 実施期間 最長で令和4年3月中旬まで
- (6) 委託期間 契約締結日から令和3年3月12日（金）まで
※複数年計画の提案については毎年度審査し、単年度毎に契約を締結
- (7) 委託限度額 10,000千円（税込）／年
- (8) 採用予定件数 3件程度（継続案件を含む。）

2 募集業務の内容

- (1) 実施テーマ
食と健康に関するデータに基づく、健康的な食の提供モデルの構築
- (2) 実施期間における業務の内容
実施期間において実施する業務は、実施テーマに沿った次の業務とする。
 - ア ビジネスモデルの構築
 - ・先進事例や市場ニーズに係る調査等を実施し、県内において幅広く展開が可能な健康食サービスのビジネスモデル（現実的かつ継続的な収益モデル）を構築すること。なお、モデルには、健康状態等の予防改善効果を検証するための仕組みを含めること。
 - イ ビジネスモデルに係るトライアルサービス（実証）の実施
 - ・構築したビジネスモデルをもとに、一定期間、想定される利用者に対して、トライアルサービス（無料）の提供を実施すること。なお、トライアルサービスの対象利用者数は、有効な効果検証に足りる数を確保すること。
 - ウ 成果の検証及び報告
 - ・トライアルサービスの結果を踏まえ、利用者の健康状態等の改善についての成果、収益性及び継続的なビジネス展開に向けての課題や調整事項等について検証し、報告書（全体版及び概要版）を提出すること。なお、概要版については、県内他地域でも事業が展開できるよう、本事業に係る実証成果として、公開するものとする。
- (3) 委託期間における業務の内容
委託期間において実施する業務は、実施期間における業務のうち、提案年度中に実施する業務として、県との協議により決定した業務とする。

3 応募資格

次の(1)から(9)までの全てを満たす者であること。

- (1) 大学等（大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいい、静岡県が設立した研究機関を除く。以下「大学等」という。）又は企業等（静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する企業又は団体をいう。以下「企業等」という。）であること。
- (2) 大学等にあつては企業等と、企業等にあつては大学等と、本業務を共同で実施できる体制を整え、代表機関又は共同実施機関の別を定め、共同で申請すること。
- (3) 提案する業務計画について、他の機関から採択を受けていないこと。
- (4) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (5) 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 応募期間

令和2年4月20日(月)から5月20日(水)午後5時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記(4)参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

(4) 必要書類及び必要部数

ア 企画提案書（様式第1号）…7部（正本1部、写し6部）

イ 業務計画書（様式第2号）…7部（ ” ）

ウ 事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）…1部

※ア及びイの書類は、1セットずつクリップ止めにする。なお、ウは、提案書の正本に添付すること。

(5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県新産業集積課ホームページ

（ホーム→県政情報→分野別情報「産業・雇用」→企業支援→新産業集積課ホームページ）

（<URL https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/food_healthcare.html>）

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

大学等及び企業等が応募する件数の上限は設けない。

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。

また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問書（別紙1）により行うものとし、電子メール又はFAXにて受け付ける。なお、いずれの場合も着信を担当者に電話で確認すること。

ア 質問の受付担当：「11 提出先、問合せ先」を参照

イ 質問の受付期間：令和2年4月20日(月)から5月8日(金)午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から5日（土曜・日曜・祝日は含まない。）

以内に、質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

6 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1)提出期限

令和2年5月13日(水)午後5時まで(必着)

(2)提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

(3)提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書(様式第4号)を「4(1)応募期間」に提出すること。

7 審査

審査は、静岡県が別に定める審査委員会において、以下のとおり行う。

なお、提案書の提出が5件を超えた場合は、事務局による書面審査を実施し、評価点の高いものから5件以内を審査対象者として選定する。

また、審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1)実施日時

令和2年5月下旬から6月上旬(予定)

なお、開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2)実施場所

静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)又は県庁周辺会議室

なお、場所は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

また、Web会議室等に変更する場合がある。

(3)所要時間

各提案者30分程度を予定(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)。

(4)出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

8 選定方法

提案書の内容について、以下の項目に基づき評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

なお、審査委員会が必要と認める評価項目を追加する場合がある。

また、選定結果は令和2年6月12日(金)までに、提案者全員に電子メールにより通知する。

項目	審査基準
企画内容	テーマに対応した提案であるか。
	利用者の健康状態等の予防改善効果の検証方法が適切か。
	新規の工夫や課題解決に向けた提案事項が含まれているか。
	現実的かつ継続的なビジネスモデルの構築が期待できるか。
実施体制	事業を実施するに当たり十分な実施体制か。
	事業実施スケジュールに無理はないか。
	大学等及び企業等の連携体制は十分か。
見積金額	事業内容に見合った経費見積りがされているか。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 委託限度額を超えた場合
- (2) 応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- (3) 審査委員会に欠席又は遅れた場合
- (4) 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- (5) 評価の公平性を害する行為があった場合

10 契約の締結

(1) 契約方法

選定結果の通知後、契約候補者と別途協議を行い、協議が整った場合に県と提案書の代表機関が契約を締結するものとする。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すものとする。

(2) 委託業務費

委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

また、委託業務費の対象となる経費は、委託対象経費（別紙2）のとおりとする。

11 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課新産業集積班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館7階）

電話：054-221-3588 F A X：054-221-3615

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp